

漁業士について

漁業士とは、沿岸漁業を担うべき青年漁業者の育成や沿岸漁業の中心的役割を果たすことが期待され、地域で活躍している漁業者を知事が「漁業士」として認定するものです。

1. 経過と現状

漁業士の認定は、国の制度事業（漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業）の一環として昭和61年度より実施してきました。

長崎県では、令和6年4月1日現在で、指導漁業士116名、青年漁業士35名で合計151名（今回認定者を含む）が認定を受けています。

2. 漁業士の種類と認定要件

漁業士には、青年漁業士と指導漁業士があり、それぞれの認定要件は次のとおりです。

（1）青年漁業士；

ア 一定の漁業の従事経験を有し、かつ、将来とも漁業に従事して地域漁業の中核的推進者となることが見込まれる者。

（青年漁業士講座の受講者であること）

イ 漁村青少年活動に積極的に参画し、中心的活動ができると見込まれる者。

（2）指導漁業士；

ア 漁業技術、経営管理能力等が優れており、自立経営型漁業者として先進的経営を行っている者。

イ 漁村青少年の育成指導に積極的に参画し、かつ、理解と熱意を有する者。

3. 漁業士の活動

漁業士は、漁村青少年の育成等を通じて漁村の活性化を図る役割を担っています。各漁業士は、それぞれの地区の漁業士会に所属し、次のような活動を自主的に行っています。

- ① 青少年グループのリーダーとしての活動
- ② 研修会、講習会等の指導
- ③ 漁業士間の自主的な情報交換
- ④ 地域漁業振興協議会等への参画
- ⑤ 漁業技術交流会等の指導
- ⑥ 若年漁業者の漁業技術等に関する指導
- ⑦ 新漁具・漁法導入及び改良、地域水産物利活用検討
- ⑧ 県内外研修会への参加

また、県などが実施する研修会に参加し、自らの研鑽にもつとめています。

長崎県漁業士連絡協議会(平成2年10月31日結成)の構成

(令和6年4月1日現在)

